

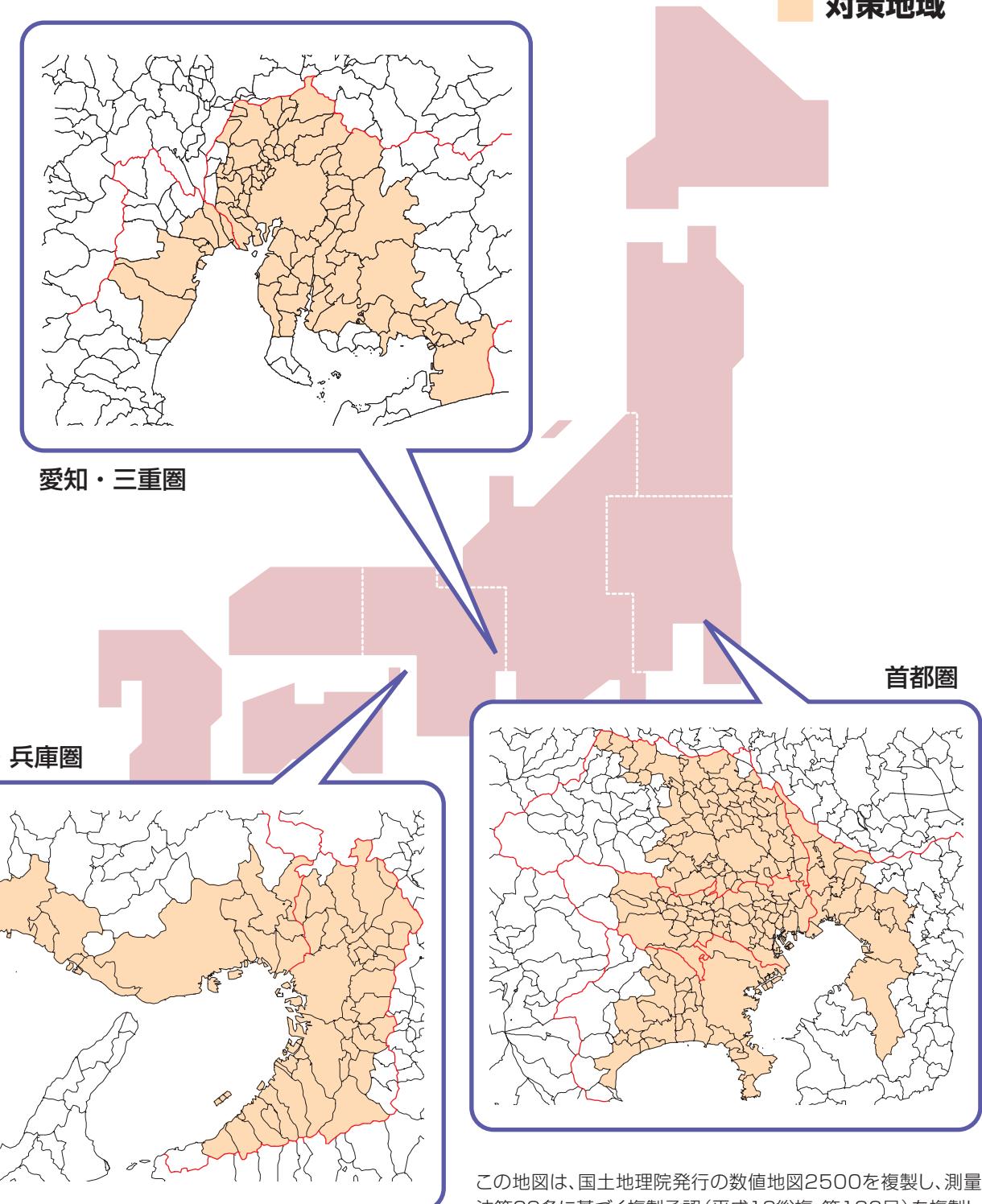
## 1 対象となる地域

自動車NOx・PM法の車種規制は、以下の要件を同時に満たす大気汚染の厳しい対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）に適用されます。

- ①自動車交通が集中していること
- ②大気汚染防止法等による従来の措置（工場・事業場に対する排出規制及び自動車の製造段階における排出ガス規制等）だけでは、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難であること

対策地域〈首都圏〉	
<b>埼玉県</b> (60市町村)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、吹上町、大井町、三芳町、川島町、吉見町、上里町、大里町、岡部町、川本町、花園町、騎西町、南河原村、川里町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、杉戸町、松代町、庄和町
<b>千葉県</b> (16市)	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
<b>東京都</b> (51市区町)	特別区（23区）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町
<b>神奈川県</b> (26市町)	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町、城山町
対策地域〈愛知・三重圏〉	
<b>愛知県</b> (57市町村)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稻武町を除く）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市（旧祖父江町を除く）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く）、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、阿久比町、東浦町、武豊町、幸田町、三好町、音羽町、小坂井町、御津町
<b>三重県</b> (6市町)	四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町
対策地域〈大阪・兵庫圏〉	
<b>大阪府</b> (37市町)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町
<b>兵庫県</b> (13市町)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

※平成17年4月現在の行政区画により表示された区域です。市町村合併があった場合でも区域に変更はありません。



この地図は、国土地理院発行の数値地図2500を複製し、測量法第29条に基づく複製承認（平成13総復、第136号）を複製したものである。